

# 逐條土地收用法資料 (六)

高坂孝三

## 第二章 事業ノ準備

第九條 事業ノ準備ノ爲必要アルトキハ起業者ハ事業ノ種

類及立入ルヘキ土地ノ區域ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ得テ

土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲スコトヲ得但シ此場合ニ

於テ宮内省又ハ國ノ起業ニ係ルトキハ宮内大臣又ハ主務

大臣ハ之ヲ地方長官ニ通知スヘシ

地方長官前項ノ許可ヲ與ヘ又ハ通知ヲ受ケタルトキハ起

業者、事業ノ種類及立入ルヘキ土地ノ區域ヲ公告シ又ハ

之ヲ其ノ土地占有者ニ通知スヘシ

第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後起業者カ事業ノ

準備ノ爲其ノ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲ス場合ニ於

テハ本條ノ許可又ハ通知ヲ要セス

註、本條ノ規定ニ依リ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲スニ因

リテ他人ニ及ボシタ損失ハ起業者ガ之ヲ補償スルヲ要ス

ル(第五十七條)。

第十條 前條ノ場合ニ於テハ起業者ハ立入ルヘキ日ヨリ五

日前ニ其ノ日時及場所ヲ市町村長ニ通知スヘシ

市町村長ハ之ヲ公告シ又ハ其ノ土地占有者ニ通知スヘシ

邸内ニ立入ル場合ニ於テハ起業者ハ豫メ其ノ占有者ニ通

知スヘシ

日出前日没後ハ起業者ハ占有者ノ承諾アルニ非サレハ邸

内ニ立入ルコトヲ得ス

註、樺太ニ於テハ本條及第十一條第二十四條等ニ規定スル期

間ハ二倍トセラレ、尙本法中内務大臣ノ職權ハ拓務大臣、

地方長官及收用審査會ノ職務ハ樺太廳長官ガ之ヲ行フコトトナツテ居ル（樺太ニ施行スル法律ノ特例ニ關スル件第十七條）。

一、本條第四項改正ノ理由

（內務昭和二年  
改正案説明書）

（原文）事業準備ノ爲起業者カ日出前日没後邸内ニ立入ル場合ニ在リテハ市町村長タル行政廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要スルノ規定ナルモ夜間ニ於ケル住居安全ノ保障ヲ行政廳ノ處分ニ讓ルハ占有者ノ權利ヲ輕視スルノミナラス既ニ第二十條第三項ニ於テ同一ノ場合ニ占有者ノ承諾ヲ必要トシタルヲ以テ此ノ場合モ亦其立入ニ付占有者ノ承諾ヲ要スルコトニ改メムトス

第十一條 第九條ノ規定ニ依ル測量又ハ檢査ノ爲必要アルトキハ起業者ハ行政廳ノ許可ヲ得テ障害物ヲ除却スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ障害物ノ除却ヲ爲ス場合ニ於テハ起業者ハ三日前ニ其ノ所有者及占有者ニ通知スヘシ

施行令

第一條 土地收用法第十一條第一項ニ規定シタル行政廳ノ職權

ハ市町村長之ヲ行フ

第二條 土地收用法第九條第十一條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ起業者ノ爲土地ニ立入り又ハ障害物ヲ除却スル者ハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

障害物ヲ除却スル者ハ行政廳ノ許可證ヲ携帶スヘシ

註、內務省ノ起業ニ係ル土木事業ニ關シ土地ニ立入り又ハ障害物ヲ除却スル者ノ携帶スベキ證票ハ大正三年內務省告示第七號ニ依リ定メラレテ居ル。

一、本條ニ所謂障害物ノ意義竝ニ範圍

（一四議明治三十三年二月十三日  
貴族院）

（要旨）土地收用法第十一條ニ所謂障害物トハ測量又ハ檢査ノ障害トナルヘキ物件ニシテ其ノ範圍如何ハ事實問題ニ屬ス

（問）十一條ニ「障害物」ト有ルノハ建築物或ハ農作物迄進入ルノデ御座イマスカ其レヲ伺ヒマス

（政府委員答）障害物ト云フノハ是ハ事實ノ問題デ御座イマステレドモ或ハ農作物ヲ除カナケレバ測量ガ出來ナイト云フコトガ或ハ有ルカモ知レマセヌ、併シ乍ラ先ヅ實際ニ於テハサウ云フ

コトハ無カラウト思ヒマス、詰リ「測量又ハ検査ノ爲必要アルトキ」ト有リマスカラ測量検査ノ障害トナルモノデ御座イマス其レデアリマスカラシテ——事實問題デアアリマスケレドモ——只今御尋ノ農作物ノ如キハ先ツ々々障害物トシテ除却スル必要ハ無イダラウト思ヒマス

## 二、障害物除却ニ因ル損失ノ補償

(一四議明治三十三年二月十三日  
貴族院)

(要旨) 土地收用法第十一條ニ依リ建築物ヲ除却セラレタル者ハ同法第五十七條ニ依リ損失補償ヲ請求スルコトヲ得(問)(前號参照) 農作物ノ場合ハ少イデアリマセウガ建築物ノ場合ハ除却スル必要ガ有ラウト思ヒマス、若シサウ云フ場合建築物ヲ除却サレタ者ハドノ條ニ依ツテ其ノ補償ヲ請求スルコトガ出來ルデアリマセウカ御説明ヲ願ヒマス(政府委員答) 其ノ補償ノコトハ後ノ「損失ノ補償」ト云フ第六章ノ中ニ規定ガ御座イマス、即チ第五十七條ノ「第九條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ土地ニ立入り測量検査又ハ調査ヲ爲スニ因リテ他人ニ及ボシタル損失ハ起業者之ヲ補償スベシ」ト云フ此ノ規定ニ依リマス

## 第三章 事業ノ認定

第十二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ内務

大臣之ヲ認定ス但シ軍機ニ關スル事業ハ此ノ限ニ在ラス

註、都市計畫法ニ依ル土地收用ニ於テハ同法第三條ニ依ル都市計畫ノ認可ヲ以テ土地收用法ニ依ル事業認定ト看做ス

コトトナツテ居ル(都市計畫法第十九條)。其他不良住宅

地區改良法ニモ同様ノ規定ガアル。

### 一、事業認定ヲ内閣ヨリ内務大臣ニ移管シ

タル理由

(一)

(内務昭和二年  
改正案説明書)

(要旨) 土地收用ノ事業認定ヲ内閣ニ於テ爲ストキハ其ノ事務ノ取扱ハ徒ニ手續ヲ要シ爲ニ公益事業ノ執行ヲ遲滯セシムルノ虞アルヲ以テ事務ノ簡捷ヲ圖ルガ爲ニ之ヲ内務大臣ニ移シタリ

(原文) 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ノ認定ハ内閣ニ於テ之ヲ爲スノ規定ナリト雖モ其ノ事務ノ取扱ハ第十三條ノ規定ニ依リ内務大臣ニ申請シ内務大臣之ヲ審査シテ内閣ニ提出シ

之ヲ閣議ニ附シ認定スルモノニシテ徒ニ手續ヲ要スルノミナラス之カ爲ニ公共事業ノ執行ヲ遲滞ナラシムルノ虞ナシトセス加之其ノ認定處分ノ性質タルヤ一個ノ行政處分ニ外ナラサルヲ以テ事務ノ簡捷ヲ圖ルカ爲之カ認定ヲ内務大臣ニ移サムトス

(二) (五二議昭和二年三月十七日衆議院特別委員會)

(要旨) 所有權尊重ノ趣旨ニヨリ内閣ニ屬セシメタル土地收用ノ事業ノ認定ヲ内務大臣ニ移シタルハ實際上ノ手續ノ簡略ヲ圖リタルモノニシテ所有權ノ侵害ヲ輕視シタルモノニ非ス

(問) 憲法上ノ保障ヲ有スル土地所有權ノ侵害ト云フコトハ仲々重大ナ問題デアル此ノ重大問題ヲ内務省一省丈ケデ決スルノハイケナイト云フ趣旨カラ此ノ法律ヲ制定スル際ニ於テ所有權尊重ノ意味デ内閣ト云フコトニシタコトと思フ、殊ニ此ノ所有權ヲ侵害スベク他カラ見テ適當デアルヤ否ヤト云フコトヲ……内務省丈ケデ決定シヨウト云フコトハ非常ニ無理ナコトと思フ、是ハ當然ノ結果トシテ内閣デ閣議ヲ經テ決定スルト云フコトガ所有權即チ憲法上ノ保障アル臣民ノ權利ヲ擁護スル上ニ於テ非常ニ大切ナ意義ヲ有スル

(政府委員答) 認定權ヲ内閣ニ留保致シマシタ趣旨ハ是ハ御説ノ通りデアラウト思フノデアリマス、唯實際上ノ手續ハ内務省ガ其ノ書類ヲ取扱ヒマシテ之ヲ内閣ニ提出シテ認定ヲ受ケルコトニナツテ居リマスノデ、土地收用法施行以來ノ永イ間内閣ノ認定ヲ求メマシタ件數ガ随分澤山有ルノデスガ、内務省カラ土地收用ヲスベキ事業ト云フコトヲ申出デマシタガ内閣デ否認サレタコトモ無イノデス、御話ノ如ク其ノ事業ハ單ニ内務省ニ關係シタ事業許リデハ有リマセヌケレドモ、其レニ對シテ内務大臣ガ相當ニ調査ヲ致シテ土地收用ヲ許スカ許ス可ラザルカト云フ判斷ヲ今迄仕來ツタノデ、其ノ點カラ手續ヲ出來ル丈ケ簡略ニ致シ度イト云フ考デ内務大臣ト致シタモノデ少シモ所謂憲法ノ保障シテ居ル所有權ニ對スル侵害ヲ輕ク見タ次第デハナイノデアリマス

二、事業認定ノ意義並效力

(一)

(行裁 昭和六年第二五五號 同六年十一月四日宣告)

(要旨) 土地收用法第十二條ニ所謂事業ノ認定トハ特別ノ事業カ同法ニ依リ土地ノ收用又ハ使用ヲ爲シ得ル事業ニ該當スルヤ否ヲ決定スルノ謂ナリ

事業認定ハ起業者及事業ノ種類並起業地ヲ特定スルノ效力ヲ有スルニ過キサルモノナルカ故ニ之等ノ事實ニ變更ヲ來ササル限り工事設計ノ一部ヲ變更スルモ該事業認定更正ノ手續ヲ爲スコトヲ要セス

(判決理由) 同條ニ所謂事業ノ認定トハ特別ノ事業ガ同法ニ依リ土地ノ收用又ハ使用ヲ爲シ得ル事業ニ該當スルヤ否ヲ決定スルノ謂ニシテ同法第十四條ニ「内務大臣カ認定ヲ爲シタルトキハ起業者及事業ノ種類並起業地ヲ公告スヘシ」トアルニ徴スルトキハ右認定ハ起業者及事業ノ種類並起業地ヲ特定スルノ效力ヲ有スルニ過キサルモノナルカ故ニ之等ノ事實ニ變更ヲ來ササル限り工事設計ノ一部ヲ變更シタルノ故ヲ以テ該事業認定更正ノ手續ヲ爲スコトヲ要スルモノニ非ス

(二) (行裁 明治三十九年第四八號  
同四十二年二月一日宣告)

(要旨) 土地收用法ニ依ル内閣ノ認定ニ付テハ同法第一條ノ外何等規定ナケレハ内閣ハ其事業カ公共ノ利益ト爲ルヘキモノナルヤ否ヤ又其ノ土地ハ該事業ノ爲メ必要ニシテ收用又ハ使用スルノ要アルヤ否ヤヲ認定スヘキモノトス而シ

テ該認定カ工事着手以前ニ行ハレタルト否トハ其效力ニ何等ノ影響ヲ及ホサス

(判決理由) 原告ガ被告ノ裁決ヲ不法ナリトスルハ本件ノ收用土地ハ明治三十八年十二月十一日内閣ノ認定シタル土地ノ區域外ナルコト土地收用法ハ既設工事ニ付キテハ其適用ヲ見サルコトヲ理由トシ假令内閣ノ認定ニ基キタル收用審査會ノ裁決ト雖裁判所ノ救済ヲ得テ之ヲ取消シ得ヘキヲ以テ原告ノ請求ハ至當ナリト主張スルニ在リト雖土地收用法ニ依ル内閣ノ認定ニ付テハ同法第一條ノ外何等ノ規定ナキヲ以テ内閣ハ其事業ノ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ナルヤ否ヤ及其土地ハ其事業ニ必要ニシテ、收用又ハ使用スルノ必要アルヤ否ヤニ付キ認定スヘキモノニシテ其認定ガ工事ニ着手以前ニ爲サレタルト以後ニ爲サレタルトハ敢テ認定ノ效力ニ影響スルコトナシ又本件ノ土地カ内閣ノ認定ヲ經タルモノナルヤ否ヤヲ見ルニ明治三十八年十二月十一日官報第六七三五號ニ依レハ内閣ノ認定ニハ新潟縣中頸城郡米山村地内トアリ而シテ新潟縣知事カ土地收用法第十九條ニ依リ内閣ノ認定ニ基キ爲シタル土地細目ノ公告中ニ本件土地ヲ包含スルコトハ當事者間爭ヒナキ事實ナルヲ以テ内閣ノ認定ナキ土地ヲ收用シタリトノ原告ノ主張ハ不當ナリトス

三、事業認定處分ノ性質

(內務昭和二年改正案説明書)

(要旨) 事業認定處分ハ土地ノ強制徵收權ヲ附與スル處分ニシテ起業主體ノ如何ニ依リ其ノ性質ヲ異ニスルコトナシ(原文) 宮内大臣又ハ主務大臣ヨリ事業認定ノ請求ヲ受ケタル內務大臣ハ唯タ其ノ請求ニ應ジ認定アルニ非スシテ一般ノ事業認定ト同様ノ自由裁量處分ヲ爲スコトヲ得ルモノトス蓋シ事業認定處分ハ土地ノ強制徵收權ヲ附與スル處分ニシテ起業主體ノ如何ニ依リテ認定處分ノ性質ヲ異ニスヘキ理由ナケレハナリ若シ夫レ宮内大臣又ハ主務大臣ノ請求ヲ排スル場合ニ在リテ宮内大臣又ハ主務大臣異議アルトキハ事實上閣議ニ於テ決定スルコトトナル之レ一般事務カ二省以上ノ關係アル場合ト異ルコトナシ

註、事業認定處分ノ性質ニ關シテハ之ヲ設權處分ナリト解スル説ト確認處分ナリト解スル説トガ對立シテ居ル。設權處分説ヲ採ル者ノ中ニモ本件ノ如ク事業認定ニ依リ起業者ニ強制徵收權ヲ附與スト爲ス者ト事業認定ニ依リ起業者ガ土地收用請求權ヲ取得スルト爲ス者トガ有ル。

四、事業認定ト收用審査會ノ權限

(行裁大正五年 第一六三號 同七年七月三十一日宣告)

(要旨) 土地收用ニ關スル事業カ公共ノ利益ト爲ルヘキモノナリヤ否ヤハ土地收用法第十二條ニ依リ内閣ニ於テ認定スヘキ事項ニシテ收用審査會ノ審理裁決スヘキ事項ニ非ス(判決理由) 土地收用ニ關スル事業カ公共ノ利益ト爲ルヘキモノナリヤ否ヤハ土地收用法第十二條ニ依リ内閣ニ於テ認定スヘキ事項ニシテ收用審査會ノ審理裁決スヘキ事項ニ非ス而モ本件事業カ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業トシテ内閣ノ認定ヲ受ケタルモノナルコト當事者間爭ナキ所ナルヲ以テ此ノ點ニ付キ收用審査會力裁決ニ於テ審査スヘキ限ニ在ラズト説示シタルハ法第四十四條ニ反スルモノニ非ス事業準備以後違法壓迫ヲ事トシ剩ザヘ文書ヲ偽造シテ處分ヲ僞レリトノ原告ノ申立ハ土地收用ト關係ナキ漫然タル意見ナルヲ以テ收用審査會ニ於テ其ノ裁決ニ審査スヘキ限ニ在ラズト説明シ其ノ理由ヲ説示セサルモ法第四十四條ニ反スルモノニ非ス

五、事業認定ト裁決不服ノ理由

(一) (內務昭和十二年九月二十九日 願 裁 決)

(要旨) 內務大臣ノ事業認定ヲ受ケタル土地ノ區域内ニ於

テ爲シタル收用審査會ノ裁決ニ對シテハ土地ノ區域カ事業  
用地トシテ地形上竝ニ地盤上不適當ナリトスルモ之ヲ理由  
トシテ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

〔裁判理由〕 訴願人等ハ熊本縣收用審査會カ裁決ヲ爲シタル土地  
ノ區域ハ學校用地トシテ地形上竝ニ地盤上不適當ナリト主張スル  
モノナルモ收用審査會カ收用スヘキ土地ノ區域ノ決定ヲ爲スニ  
當リテハ必スヤ内務大臣ノ事業認定ヲ受ケタル土地ノ區域内ニ  
於テ之カ裁決ヲ爲スヘク其ノ區域外ニ涉リテ裁決ヲ爲スノ權限  
ヲ有セサルハ言フ俟タス然ルニ本件ニ於テハ熊本縣收用審査會  
ハ昭和十一年十二月七日熊本縣知事ノ定メタル位置ニ對シ昭和  
十二年三月九日内務大臣ノ事業認定ヲ受ケタル土地ノ區域内ニ  
於テ裁決ヲ爲シタルモノナルヲ以テ假ニ訴願人等ノ主張スルカ  
如キ事實アリトスルモ其事實ノ理由トシテ收用審査會ノ裁決ニ  
對シ不服ヲ申立ツルコトヲ得ルモノニ非ス

(一)

(行裁昭和三年 第二一〇號)  
同三年十一月八日裁決)

〔要旨〕 土地收用審査會ノ違法裁決ニ依リ權利ヲ傷害セラ  
レタリトスル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ル旨ノ規定  
アルモ土地ヲ收用スルコトヲ得ル事業ノ認定ニ關シテハ行

政訴訟ヲ許シタル規定ナシ

〔事實及由理〕 本訴ノ要旨ハ埼玉縣知事ハ昭和三年四月五日埼玉  
縣大里郡深谷町大寄村及新會村内ニ於テ放水路ヲ新設スルニ必  
要ナル土地ヲ土地收用法ニ依リ收用スル爲同法ニ依リ土地ヲ收  
用スルコトヲ得ル事業タルノ認定ヲ被告ニ申請シ被告ハ同年五  
月二十一日前示申請ノ事業ハ放水路新設ノ公共ノ利益トナルヘ  
キ事業ナリト認定シ同日其ノ公告ヲ爲シ起業者ハ同年六月十三  
日收用土地細目公告ヲ爲シ以テ原告等ノ土地所有權ヲ侵害シタ  
ルニ依リ被告ノ爲シタル右事業認定ハ之ヲ取消ス訴訟費用ハ被  
告ノ負擔トストノ判決ヲ求ムト云フニ在リ然レトモ土地收用法  
中土地收用審査會ノ違法裁決ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトス  
ル者ハ行政訴訟ヲ提起スルヲ得ル旨ヲ規定シアルモ土地ヲ收用  
スルコトヲ得ル事業ノ認定ニ關シテハ行政訴訟ノ提起ヲ許ス旨  
ノ規定ナキニ依リ右ニ關シテハ行政訴訟ノ提起ヲ許ササルノ法  
意ナリト解スルヲ相當トス

(三)

(行裁明治三十七年 第二〇八號)  
同三十八年二月十日宣告)

〔要旨〕 土地ヲ收用スルコトヲ得ル事業ノ認定權ハ内閣ニ  
屬シ土地收用法ハ收用審査會カ同法第三十五條所定ノ事項

ニ付キ爲シタル裁決ニ對シ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ許シタルモノナレハ專業ノ認定ニ關シ行政裁判所ニ於テ論争スルヲ得ス

(判決理由) 土地收用法第十二條ニ「土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ内閣之ヲ認定ス」同第三十五條ニ「收用審査會ハ云々收用又ハ使用ノ裁決ヲ爲スモノトス」一、收用又ハ使用スヘキ土地區域ニ、損失ノ補償三、收用ノ時期期間」同第八十二條ニ「收用審査會ノ違法裁決ニ由リ云々行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得」トアリテ是等ノ規定ニ依レハ土地ヲ收用スルコトヲ得ル事業ノ認定權ハ内閣ニ屬シ收用審査會ハ右第三十五條ニ定メタル事項ニ對シ裁決ヲ爲シ其裁決ニ對シ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ許シタルモノト謂ハサルヘカラス然リ而シテ内閣ハ同第十三條ニ「起業者カ内閣ノ認定ヲ受ケントスルトキハ專業計畫書及圖面ヲ添ヘ云々内閣ニ提出スヘシ」トアル規定ニ基キ專業ノ認定ヲ爲シタルモノナレハ本件ノ專業ハ内閣ノ認定ヲ經タルモノナルコト明白ニシテ係争專業認定ノ如キハ收用審査會ノ裁決スヘキ事項ニアラサルヲ以テ原告ハ當裁判所ニ於テ之ヲ論争スルヲ得ス

(四)

(行裁大正十三年 第一九二號)  
同十三年二月二十八日宣告

(要旨) 土地收用法ハ收用審査會ニ對シ專業認定ノ適否ヲ審査決定スルノ權限ヲ付與セス而シテ同法第三十五條所定ノ事項ニ關スル收用審査會ノ違法裁決ノミニ對シ出訴ヲ許シタルニ過キサレハ專業認定ノ違法ヲ主張シテ收用審査會ノ裁決ヲ攻撃スルコトヲ許ササルモノト認ムルヲ相當トス

(判決理由) 原告ハ本件内閣ノ專業認定ヲ違法ナリト斷定シ右認定ノ違法ナル以上ハ本件裁決モ亦違法タルヲ免レスト主張スルモ土地收用法ハ其ノ第三十五條ニ於テ收用審査會ノ裁決ヲ以テ定ムヘキ事項ヲ列記シ收用審査會ニ内閣ノ爲シタル專業認定ノ適否ヲ審査決定スルノ權限ヲ付與セス而シテ第八十一條ニハ收用審査會ノ違法裁決ニ依リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ト規定スルヨリ見レハ第三十五條所定ノ事項ニ關スル收用審査會ノ違法裁決ノミニ對シ出訴ヲ許シタルニ過キスシテ内閣ノ爲シタル專業認定ノ違法ヲ主張シテ收用審査會ノ裁決ヲ攻撃スルコトヲ許ササルモノト認ムルヲ相當トス從テ假ニ本件内閣ノ專業認定カ違法ナリトスルモ之ヲ以テ本件裁決ヲ違法ナリトシテ取消スヘキ限ニ在ラス

註、從ツテ專業認定ニ際シテハ臣民ノ權利尊重ノ趣旨ヨリ其ノ審査ノ慎重ヲ期スルコトガ必要トナル。次號資料參照。